

薬務課製造審査グループにおける手数料納付方法等の変更について

1. 申請窓口と手数料の納付方法

申請窓口	これまでの納付方法	新しい納付方法
薬務課 (府庁本館6階)	「大阪府証紙」の貼付による納付 ⇒平成30年10月1日より廃止	「大阪府手数料納付窓口」(※1)で 「現金」または「キャッシュレス決済」(※2)による納付
各保健所	各保健所内会計窓口で「現金」での納付	

(※1) 大阪府手数料納付窓口

- 府庁本館：1階りそな銀行大手支店内（府庁開庁日の9時から17時まで）
- 府庁別館：1階エントランス内（府庁開庁日の9時15分から12時、13時から17時30分まで）

2. 手数料の納付が必要な申請手続等の主な流れ

- 手数料納付用の専用バーコードが入った経過表を作成
- 申請書等を大阪府手数料納付窓口(※1参照)へ持参いただき、現金またはキャッシュレス決済(※2参照)にて手数料を納付
- 申請書等に収納済み印が印字されたものを、薬務課申請窓口へ提出
- 薬務課申請窓口において、手数料納付状況を確認し、申請書類等を受付

(※2) キャッシュレス(クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済)で納付する場合は、以下のホームページをご確認ください。

キャッシュレス決済に関するホームページ：

【概要】<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/>

【Q&A】<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/shitumon.html>

(※3) 各々の申請方法等、詳しくは各申請案内(ピピっとネット等)をご確認ください。

各申請案内のホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/sinnseiitirann/index.html>

3. 購入済みの大阪府証紙をお持ちの方について

大阪府証紙での納付は終了しました。未使用の大阪府証紙につきましては、会計局会計総務課総務グループ(電話番号：06-6944-6070)にて証紙購入代金の還付手続きを行うことができます。(令和6年(2024年)3月29日まで)

詳しくは大阪府ホームページ<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/shoshihaiishi/>

「大阪府証紙の廃止について」をご覧ください。

4. 薬務課製造審査グループの受付時間について(お願い)

医薬品・医療機器等の許可・登録申請及び届出に来られる方は、引き続き平日の午前中(9時から12時まで)に窓口までお越しくださいますようご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課製造審査グループ

TEL 06-6944-6305

FAX 06-6944-6701